

## 「東京都青少年の健全な育成に関する条例」改正に関する反対意見

現在、東京都議会に提出されている「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例」案は、インターネットを基盤とするイノベーション及び将来においてそれを担う青少年の育成に対する重大な阻害要因を含んでおります。われわれネットビジネスイノベーション研究コンソーシアム（NB I コンソーシアム）は、インターネットを基盤とする社会・文化・産業全般のイノベーションを活性化させることを目指す立場から、本改正条例案中、以下についての定めについては、すべて条例に盛り込むべきではないと考えます。

- ・ 東京都知事による、インターネットを利用して「有害な行為」、「被害」の「誘発」等を行った青少年の保護者に対する指導、助言及び調査等
- ・ 「自己若しくは他人の尊厳を傷つけ、違法若しくは有害な行為を行い、又は犯罪若しくは被害を誘発することを容易にする情報」等の曖昧・広範な文言による、フィルタリングサービスの水準の規定
- ・ 東京都知事が特定の携帯電話を推奨する制度
- ・ フィルタリング解除を認めるべき正当事由の限定

上記はすべて、以下のいずれかに該当するものであり、インターネットを基盤とするイノベーション及び青少年の育成に対する重大な阻害要因となると考えます。

- ・ インターネットを利用したどのような行為が不適切か、閲覧可能・利用可能なウェブサイトをどのようなものにすべきか、といった基準を極めて曖昧・広範な文言で規定するものであり、努力義務のかたちをとっていても、それを背景に東京都が指導等を強め、表現内容に介入する危険性がある。すなわち、表現の自由・知る権利等を侵害する可能性がある。

※例えば、下記のようなケースまで生じる可能性がある。

1) 学校名や顔写真がウェブサイトに掲載されただけで、「犯罪」を「誘発」しているとみなされる。

2) 「バカ」「あほ」などの冗談なのかどうか判別が難しい言葉も、「尊厳を傷つけ」していると判断される。

- ・ こどもにどのようなインターネット利用をさせるべきか、こどもにどのような携帯電話を持たせるべきか、フィルタリングを解除すべきか否か、といったことに関する保護者の監護権に対し東京都が介入するものである。
- ・ 民間の自主的取組に対し、東京都が介入する下地を作り、ウェブサイト運営等への萎縮効果を与えるものである。

※民間においては、ウェブサイト運営上の取組（自主的なウェブサイトパトロール、規約違反の投稿の削除、こども向けサイトの開設、年齢に応じた機能制限の実施等）、セミナーの開催等による啓発活動等、自主的取組を実施しており、今後も関係各所と連携しつつ、これらの取組を推進していく予定である。

付言しますと、本改正条例案は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」における基本理念「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。」及び、同法審議過程の参議院内閣委員会における附帯決議「事業者等が行う有害情報の判断、フィルタリングの基準設定等に干渉することがないようにすること」も考慮されておられません。

以上

賛同者

ネットビジネスイノベーション政策フォーラム

代表 國領 二郎 (慶應義塾大学総合政策学部長)

副代表 金 正勲 (慶應義塾大学政策・メディア研究科特別研究准教授)

株式会社ゴルフダイジェストオンライン

株式会社ディー・エヌ・エー

グーグル株式会社

マイクロソフト株式会社

楽天株式会社

(五十音順)